

障害者自立支援給付費等過誤申立要領

高松市では、平成19年10月より、香川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」と略する。）へ障害者自立支援給付費等の支払い事務を委託しております。

すでに支払いが確定した請求に誤りが判明した場合は、高松市へ過誤申立をしていただいたうえで、国保連へ再請求することになります。

今後の過誤処理の方法については、下記のとおりお願いいたします。

1 過誤処理とは

確定された給付実績の内容に誤りが判明した場合、給付実績を一度取り下げ、再度正しい内容を送信することで、支払額の調整をすることです。

そのためには、過誤申立書を高松市へ提出する必要があります。

2 過誤処理の種類と申立書の提出期限

過誤処理には、同月過誤と通常過誤の2種類があります。

① 同月過誤

実績取下げと再請求を同月に併せて行うことで、正請求額と誤請求額の差額分のみを精算する方法です。高松市過誤処理予定月（過誤情報を国保連に送付する月）の前月20日までに申立書を提出してください。

② 通常過誤

給付実績を一度取下げ、その翌月に再度請求を行うことで、誤請求額を過誤確定月の翌月の支払額から差し引き、その翌月に正請求額の支払いを受ける方法です。高松市過誤処理予定月の前月末日までに申立書を提出してください。

3 提出書類

① 障害者自立支援給付等過誤申立書

② 正しい内容の請求明細書および実績記録票

* 利用者負担上限管理の結果に訂正があった場合は、正しい上限額管理結果票も提出してください。

4 その他の留意事項

① 過誤申立は、サービス種類ごとではなく、請求明細書ごとに行うこととなります。同一事業所番号で複数のサービス提供をしている場合は、複数サービスが同時に過誤対象となりますのでご注意ください。

② 請求明細書を取り下げることで、サービス実績記録票が同時に取り下げられます。

～過誤処理の具体的な流れ～

3月請求（2月実績等）の誤りが4月に判明した場合の例
※ 3月請求140,000円（A氏90,000円，B氏50,000円）で行ったが，
A氏分の請求額が正しくは100,000円だったことが判明した場合

○同月過誤の場合

- 4月20日まで 事業所は、過誤申立書に必要事項を記入・押印のうえ必要書類を添付し、高松市に提出する。（A氏分のみ過誤申立。）
- ↓
- 5月5日まで 高松市で申立内容を確認し、その情報を国保連に送付。
- ↓
- 5月10日まで 事業所は、過誤対象者の実績分について、5月請求分と併せて再度請求を行う。（5月請求分+A氏の正請求額100,000円を請求する。）
- ↓
- 5月20日頃 国保連点検で申立内容にエラーがなければ、過誤が確定。
- ↓
- 6月月初 国保連から事業所と高松市に、過誤決定通知書が送付される。（A氏の過誤決定額▲90,000円。）
- ↓
- 6月中旬 5月請求分（4月実績等）の支払額と、過誤対象者の誤請求額と正請求額との差額分が支払われる。（5月請求分+A氏の請求差額分10,000円が支払われる。）

○通常過誤の場合

- 4月末日まで 事業所は、過誤申立書に必要事項を記入・押印のうえ必要書類を添付し、市役所に提出する。（A氏分のみ過誤申立。）
- ↓
- 5月15日まで 高松市で申立内容を確認し、その情報を国保連に送付。
- ↓
- 5月20日頃 国保連点検で申立内容にエラーがなければ、過誤が確定。
- ↓
- 6月月初 国保連から事業所と高松市に、過誤決定通知書が送付される。（A氏の過誤決定額▲90,000円。）
- ↓
- 6月10日まで 事業所は通知書を確認後、過誤対象者の実績分について、6月請求分（5月実績等）と併せて再度請求を行う。（6月請求分+A氏の正請求額100,000円を請求する。）
- ↓
- 6月中旬 5月請求分（4月実績等）の支払額と、過誤決定額を相殺した金額が支払われる。（5月請求分からA氏の過誤決定額90,000円が差し引かれ支払われる。）
- ↓
- 7月中旬 6月請求分（5月実績等+過誤対象者の再請求分）が支払われる。（5月実績等請求分+A氏再請求分100,000円が支払われる。）